

# 中信 自然災害対策ローン

(平成28年5月31日現在)

1. 商品名	中信 自然災害対策ローン
2. ご利用 いただける方	<p>次の①～③の条件をすべて満たす法人及び個人事業主の方。</p> <p>①次のいずれかに該当する方。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>《災害復旧資金》 自然災害（※）により直接的又は間接的に被害を受けている方。</p> <p>《防災対策資金》 将来の自然災害に備え、防災対策を講じようとする方。</p> </div> <p>②当金庫の定める融資基準を満たしている方。</p> <p>③当金庫の会員資格のある方。</p> <p>※自然災害の範囲については、「災害救助法」の適用を受けた地域が存在する災害が対象です。なお、対象とならない自然災害であっても、当金庫が特に指定したものについても対象となります。</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧あるいは防災対策に必要な設備資金</li> <li>・自然災害の直接的又は間接的な影響によって必要な運転資金</li> </ul>
4. ご融資金額	5,000万円以内
5. ご融資期間	<p>運転資金： 5年以内</p> <p>設備資金： 10年以内</p> <p>※信用保証協会の保証をご利用される場合は、当該保証期間の範囲内となります。</p> <p>※必要に応じて6ヵ月以内の元金据置も可能です。</p>
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫所定の利率（変動金利型〈新長期プライムレート即時連動型〉あるいは固定金利型）となります。</li> <li>・変動金利型のご融資後の利率については、随時、当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として見直し、変更がある場合は、変更日の2週間後の応当曜日以降最初に到来する利払日の翌日から新金利を適用します。</li> </ul>
7. ご返済方法	「毎月元金均等返済方式」または「期日一括返済方式」
8. 貸付形式	証書貸付または手形貸付
9. 保証人	<p>「経営者保証に関するガイドライン」に則り、お客さまの経営状況および担保保全状況、またお客さまのご意向等を踏まえて、審査をさせていただきます。</p> <p>保証人が必要となる場合、法人のお客さまは原則代表者1名（個人のお客さまは原則不要）といたします。</p>
10. 担保	<p>不動産、信用保証協会等</p> <p>※不動産担保の場合、担保設定費用等の各種登記関係費用が別途必要となります。</p>
11. 保証料	信用保証協会保証の場合、別途信用保証協会所定の保証料が必要となります。
12. 手数料	不要
13. 苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出下さい。</p> <p>また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（<a href="http://www.chushin.co.jp">http://www.chushin.co.jp</a>）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。</p>

14. 紛争解決措置

京都弁護士会、公益社団法人総合紛争解決センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。

また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。

詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（<http://www.chushin.co.jp>）をご覧ください。

受付日時は次のとおりです。

問合せ先	受付日時	電話番号
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378
公益社団法人 総合紛争 解決センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249

15. その他

- ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ・ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。